逢坂　光信　加藤　伴人
佐藤　繼也　杉本　正治
谷東　　登　福見　貞夫
山崎　一正　山本　實
従六位に叙する（各通）
石野　道子　木村　芳弘
中村　康昭　久湊　眞三
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上一月七日）
正四位に叙する
多田　一彦
正六位に叙する（各通）
青木　樟三　赤羽　隆勇
住田　弘毅　遠近　正行
野村　晃司　水上　久夫
従六位に叙する（各通）
道家　孝一　西　春男　三方　和幸
正七位に叙する（各通）（以上一月八日）
従五位に叙する
正六位に叙する
従六位に叙する（以上一月九日）
正六位に叙する
久保玲三郎
従六位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上一月十日）
正六位に叙する（一月十一日）
○叙勲
旭日双光章を授ける
旭日双光章を授ける（各通）
旭日単光章を授ける（各通）（以上一月四日）
旭日双光章を授ける
旭日単光章を授ける（各通）（以上一月五日）

河之口禮治
田中　三雄
前川　信夫
丹波　敏男
福井　壽一
渡辺　保
井上　清
奈須　明司
淺井　晴海
富井　昭宣
刈谷　楠則
野間　嘉愛
高倉　末弘
小川　茂雄
倉根　雄一
淺田　榮治
橋本　貢
河合　雅之
桑畑　浩三
小林　民雄
神馬祐一郎
原　義人
宮脇定太郎
玉置　裕康
石井　順一　岡田　富雄
田島　正治　松宮　勇

旭日小綬章を授ける
旭日小綬章を授ける（以上一月六日）
旭日単光章を授ける（以上一月七日）
旭日小綬章を授ける
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月四日）
瑞宝中綬章を授ける
瑞宝小綬章を授ける（各通）
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月五日）
瑞宝中綬章を授ける
瑞宝単光章を授ける（以上一月六日）
瑞宝双光章を授ける
瑞宝中綬章を授ける（各通）
瑞宝小綬章を授ける（各通）

高橋　誠一
原島　利夫
塩沢　哲男
波多野省三
関　文恭
上山　忠義
杉琴　靖弘
平中　英明
諸田　一男
石井　澄夫
河原　健次
元倉斗史一
加藤　貞治
田中準之助
堀　好雄
米倉　富彦
桐原　武芳
牧野　敏美
湯谷　勉
岡田　充弘
小川　信一
杉　養吉
大黒　美雄
小田　敏之
古金卯太郎
間田　泰弘
小川　玉城
野村　道朗

逢坂　光信　尾高　宏　亀崎　勝次
久野　昭二　佐藤　繼也　佐橋冨士雄
清木　忠人　田中　三雄　丹波　敏男
永井　芳光　波平　広　福見　貞夫
宮川　秀爾　山崎　一正　渡辺　保
瑞宝双光章を授ける（各通）
石野　道子　笹原　鉄男　田中良之助
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月七日）
住田　弘毅　三方　和幸　水上　久夫
瑞宝双光章を授ける（各通）

遠近　正行　西　春男
野村　晃司　松永　重宣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月八日）
刈谷　楠則　高倉　末弘
瑞宝双光章を授ける（各通）（一月九日）
小川　茂雄
瑞宝双光章を授ける
淺田　榮治
瑞宝単光章を授ける（以上一月十日）

官庁報告

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成三十年二月十三日　関東運輸局長　河田　守弘

(一) 登録年月日　平成三十年一月二十二日
(二) 登録番号　関小教第二十五号
(三) 登録小型船舶教習実施機関の名称　株式会社ポートチャビーズ
(四) 住所　神奈川県横浜市神奈川区千若町二丁目一番
(五) 代表者の氏名　代表取締役　下島　雅人
(六) 登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
株式会社ポートチャビーズ　神奈川県横浜市神奈川区千若町二丁目一番
(七) 登録小型船舶教習所の種類及び区分
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所

登録小型船舶教習事務の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の七の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成三十年二月十三日　関東運輸局長　河田　守弘

(一) 登録小型船舶教習実施機関の名称　株式会社小型船舶免許センター
(二) 住所　神奈川県横浜市中区太田町二丁目二十一番地二号
(三) 廃止する登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
株式会社小型船舶免許センター　神奈川県横浜市中区太田町二丁目二十一番地二号
(四) 廃止する登録小型船舶教習所の種類及び区分
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士（湖川小出力限定）第一種教習所
特殊小型船舶操縦士第一種教習所
(五) 廃止年月日　平成三十年一月三十一日